

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

歩合給の外交員の退職功労金

Q: 私は、化粧品会社の外交員をしていましたが、病気のため、先月退職しました。その際に退職功労金をもらいましたが、この退職功労金は退職所得に該当しますか。

私と化粧品会社との間に、雇用契約関係はなく、報酬も歩合給のみとなっていました。

A: 退職所得ではなく、事業所得に該当します。

【解説】

いわゆる歩合給制により役務を提供する外交員との間の契約関係は、請負契約に該当するものと一般に解されており、このような歩合による所得区分は事業所得又は雑所得として課税することとされています。

また、退職金は、一般に使用者との間に雇用契約があり給与所得を受けている者が、退職に際して、その在職中の勤務に対する対価として支払いを受ける給与の一時金と考えられています。

したがって、歩合給として支払いを受ける金額が事業所得とされている場合においては、これにより支払われる一時金が退職所得とされる余地はないものと思われます。

なお、次の2つの要件を満たしていれば、外交員に対する一時金でも、退職所得とされます。

- (1) 在職中に雇用契約による身分を有していた外交員に支払われるものであること。
- (2) その支給額は、退職給与規定等により雇用契約期間とその期間中の成績等に応じて計算されるものであること。

